

東大阪市公告第 170 号

一般競争入札の方法により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 21 日

東大阪市長 野 田 義 和

一般競争入札に付す案件

別紙のとおり

制限付き一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 布施駅前交通広場 空間活用調査業務
- (2) 業 務 内 容 仕様書のとおり
- (3) 対 象 地 区 布施駅北口及び南口駅前交通広場
- (4) 履 行 期 間 契約締結日から令和9年2月28日まで
- (5) 予 定 価 格 ￥3,355,000.- (税抜)
- (6) 落 札 方 法 本市予定価格以内、最低制限価格以上の最低額
- (7) 仕 様 書 等 契約課ウェブサイト (入札・契約に関するお知らせ) にて掲載
※入札・契約に関するお知らせ
(<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/19-3-1-1-0-0-0-0-0-0-0.html>)

2 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場 所 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市役所 15階 建築部 市街地整備課
- (2) 日 時 令和8年8月21日 (金) 午後3時

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 令和6・7・8年度東大阪市入札参加有資格者名簿 (物品・役務) に登録されており、「各種調査・計画策定」を希望業種としていること。
- (2) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

4 スケジュール

項目	日程	手続の方法	詳細
書類配付	令和8年8月21日 (金) から 令和8年9月1日 (火) 午後5時まで	ウェブサイトからダウンロード	
質疑受付	令和8年8月21日 (金) から 令和8年8月26日 (水) 午後5時まで	市街地整備課へメール	5を 参照
質疑回答	令和8年8月28日 (金) まで	ウェブサイトにて掲載	5を 参照
入札参加資格 審 査 申 請	令和8年9月1日 (火) 午後5時まで	①持参・郵送 ②メール・FAX	6を 参照

入札参加資格 審査結果通知	令和８年９月４日（金）まで	①郵送にて通知 ②メールにて通知	６を 参照
審査結果に対 する理由請求	令和８年９月９日（水）午後５時まで	市街地整備課まで書面 （様式定めなし）持参	６を 参照
上記への回答	令和８年９月１１日（金）	市街地整備課窓口にて 書面で回答	６を 参照
入札辞退	令和８年９月１８日（金）入札開始まで	市街地整備課に電話連絡の 上、入札辞退届（様式４）を 提出	６を 参照
入札	令和８年９月１８日（金） 午前１０時から午前１１時まで	東大阪市役所 別館２階 入札室	７を 参照
開札	令和８年９月１８日（金） 午前１１時１５分から	東大阪市役所 別館２階 入札室	７を 参照

5 質疑受付について

入札参加を希望するものが質疑を行う場合は、入札参加者名を特定できる内容を記載しない上で、質疑書（ウェブサイトからダウンロードすることができる。）により建築部市街地整備課までメール（shigaichiseibi@city.higashiosaka.lg.jp）にて令和８年８月２６日（水）午後５時までに送信すること。なお、質疑に対する回答については、令和８年８月２８日（金）までにウェブサイトにおいて提供するものとする。

6 入札参加資格審査申請に関する事項

（１）入札参加資格審査申請の必要書類について

入札参加を希望するものは、次の書類を提出し、入札参加の資格審査を受けなければならない。

- ①制限付き一般競争入札参加申請書（様式１）
- ②制限付き一般競争入札参加確認通知書（様式２）
- ③受付票（様式３）
- ④７６０円分の切手を貼った長形３号封筒（速達の簡易書留）又はレターパック
※制限付き一般競争入札参加確認通知書返送用
- ⑤４６０円分の切手を貼った長形３号封筒（簡易書留）又はレターパック
※受付票返送用

（２）入札参加資格審査申請の場所及び日時

- ア 申請場所 東大阪市荒本北一丁目１番１号
東大阪市役所 １５階 建築部市街地整備課
- イ 申請日時 令和８年８月２１日（金）（公告揭示後）から令和８年９月１日（火）まで（本市の閉庁日は除く。）の午前９時から正午まで及び午後０時４５分から午後５時まで（期限内必着）
- ウ 提出方法 持参又は郵送等発送記録が確認できる方法にて提出をすること。なお、ファック

ス又は電子メールでの提出も可能とする。

ただし、ファックス又は電子メールで提出する場合は、「16 問合せ先」に記載の電話番号に送信後必ず連絡をすること。

(3) 入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格審査申請に係る提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和8年9月4日（金）までに郵送又はメールにて通知する。

(4) 入札参加資格を認めなかった理由の説明に関する事項

ア 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を認められなかった者は、その理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合は、令和8年9月9日（水）午後5時までに本市建築部市街地整備課まで書面を持参しなければならない。

ウ 説明の求めがあった時は、令和8年9月11日（金）までに本市建築部市街地整備課窓口にて書面により回答する。

(5) 入札参加の辞退

入札参加資格審査申請の書類を提出した後、入札の参加を辞退する場合は、令和8年9月18日（金）入札開始までに電話にて市街地整備課に連絡の上、入札辞退届（様式4）を提出すること。

※入札辞退届は、制限付き一般競争入札参加確認通知書送付の際、同封する。

7 入札及び開札の場所及び日時等

- (1) 場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市役所 別館2階 入札室
- (2) 入札日時 令和8年9月18日（金）午前10時から午前11時まで（時間厳守）
- (3) 開札日時 令和8年9月18日（金）午前11時15分から（時間厳守）

8 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止となったもの
- (2) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外となったもの
- (3) 入札参加資格審査申請期間に申請しなかったもの
- (4) 入札に参加することが適正でないと決定されたもの

9 入札保証金に関する事項

東大阪市財務規則第96条第2号の規定により免除する。

10 入札の無効に関する事項

東大阪市財務規則第102条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

1 1 入札の方法

- (1) 入札に遅刻し、又は無断で欠席した場合は、無効とする。
- (2) 入札書に記載する金額は、**消費税を含まない合計金額**を、算用数字を用いて記入し、金額の冒頭には必ず¥マークを記入すること。
- (3) 入札者は、入札済みの入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
(入札書は、入札室に用意してある入札箱に投函すること。)
- (4) 入札用紙は必ず交付した規定の用紙に限ること。
(件名、金額及び日付の間違い、訂正、追記及び挿入並びに押印洩れ等は、無効となるので注意すること。)
※入札書は、制限付き一般競争入札参加確認通知書送付の際、同封する。
- (5) 代理人により届出されている使用印鑑以外の印鑑を用いて入札される場合は、入札時、委任状を提出しなければならない。委任状には次に掲げる事項を記載し、届出されている使用印鑑及び入札時に代理人が使用する印鑑を押印すること(届出されている印鑑を入札書に押印される場合、委任状は不要です。)。
 - ①入札日及び件名
 - ②届出の商号又は名称及び所在地
 - ③代表者又は受任者(支店等で届出されている場合)の職及び氏名
 - ④代理人の氏名

1 2 落札者決定方法

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 予定価格以内かつ最低制限価格以上での入札が無い時は、直ちに再度の入札を行う。再度の入札の回数は2回とし、その結果落札者がいない場合は、入札は取りやめとする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札者が2者以上の場合は、くじにより落札者を決定する。くじの方法は、業者名の50音順に予備抽選を行い、予備抽選で引いたくじの順番に従い本抽選を行う。本抽選では予備抽選の番号順にくじを引き、1番くじを引いた業者を落札業者とする。

1 3 契約事項

- (1) 落札決定後、東大阪市財務規則第111条の規定により契約書を作成する。
- (2) 契約保証金は、東大阪市財務規則第117条第1項第3号の規定により免除とする。

1 4 支払事項

完了報告書等を提出し、請求後30日以内に一括で支払うものとする。

1 5 その他

- (1) 予定価格(税抜)は1入札に付する事項(5)のとおり。最低制限価格については落札業者の決定後、後日ウェブサイトに掲載する形で公表する。

- (2) 地方自治法、同法施行令その他関係法令に則ること。
- (3) 東大阪市財務規則を遵守すること。
- (4) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。
 - ①親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者
 - ②親会社を同じくする子会社同士の者
 - ③一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
 - ④一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者
- (5) 入札結果において、応札額が高値集中するなどの不自然な結果が見受けられた場合は入札を保留し無効とする場合がある。

16 問合せ先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市 建築部 市街地整備課（東大阪市総合庁舎15階）
電話：06（4309）3215
FAX：06（4309）3834
メールアドレス：shigaichiseibi@city.higashiosaka.lg.jp